

1. 件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の認可申請（所内常設電源設備（3系統目）の設置）に係る事業者ヒアリング【5】」
2. 日時：令和5年11月29日 13時40分～14時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを使用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
止野安全管理調査官、加藤管理官補佐、高橋管理官補佐、石井主任安全審査官、
畠山安全審査官、深堀技術参与

日本原子力発電株式会社：
発電管理室 部長 他6名
東海第二発電所 保守室 保守統括Gr リーダー※ 他2名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり。
（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
資料1 東海第二発電所 所内常設直流電源設備（3系統目）に係る設計及び工事計画認可申請書における記載誤りについて
資料2 東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請書（所内常設直流電源設備（3系統目））及び補足説明資料 修正前後比較表（資料2）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子炉規制庁の加藤です。ただいまから、東海第2発電所の設計及び工事の計画の認可申請、所内常設、
0:00:10	電源設備3系統目の設置に係る事業者ヒアリングを開始します。それでは事業者の方から説明をお願いします。
0:00:23	はい。日本原子力発電の高林でございます。それでは、資料の方、ご説明したいと思えます。まずですね、本日資料として、1、資料1ということでパワーポイント。
0:00:36	ものを意識で、もう一度資料2ということでこのパワーポイント資料の中で読み込んでおります。別紙という扱いになっておりますけれども、今回の事象の
0:00:49	内容について事例詳細、修正案等を記載したものを付けしてございます。はい。それではパワーポイントの資料の中身の資料1の方、中身を説明いたします。
0:01:02	タイトルの方、東海第2発電所、車内醸成直流電源設備3系統目に関わる設計及び工事計画認可申請書における記載誤りについてということでございます。
0:01:12	2ページ目、目次になります。5項目挙げております。1ポツ初めに、2ポツ記載誤りの概要について、サンポスズキソヤモリの発生原因について、4ポツ、記載誤りを踏まえた、他、申請件名の追加点検について、
0:01:26	5ポツ、今後の対応ということで整理しております。
0:01:31	続いて3ページ。
0:01:32	はじめにということ、1ポツはじめにということでこれまでの今回の至ったご報告に至った経緯について記載をしてございます。
0:01:44	4ページ目いきます。
0:01:49	2ポツ、記載誤りの概要についてということでございます。
0:01:53	まず(1)、記載誤りの発見経緯ということでございます。
0:01:58	こちら、まず、本年10月17日、こちらヒアリング、本申請に係るヒアリングに先立ちまして、
0:02:08	申請書の中の確認を行っていたところ、耐震計算書の評価結果の数値、及びモデル図、等について記載が誤っていることを確認しております。
0:02:18	津翌々日になりますが19日、本記載あまりについて規制庁殿へ面談の申し入れをしたということでございまして11月1日、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:28	その記載の内容を確認の結果について面談を実施したと。
0:02:33	いうことを受けましてその後11月1日5年度以降、水平展開として、8月31日に同時申請した政変人、こちらを含めて同様の記載誤りに関する有無の確認を行っております。
0:02:48	なお、その確認結果については4ポツの項で示すということにしております。
0:02:54	(2)記載誤りの内容でございます。
0:02:57	一つ目の矢羽根所内常設直前3系統目、こちらの耐震計算書等に確認された記載の誤り、こちらの内容について、
0:03:06	次ページ、
0:03:08	次ページ以降ですね。
0:03:10	表、
0:03:12	表2-1ということで
0:03:17	表にまとめて羅列しております。
0:03:20	で、また、その次、実際の中身ですね、誤りの内容について別紙、資料2の方になりますけれども、そちらにお示ししております。
0:03:31	またですね、その中で発見された具体的な事例ということで、本ホーム、
0:03:37	パワーポイント資料の中に、図2-1及び、9節2-3というところまでになりますけれどもそちらでお示しをいたします。
0:03:51	とですね。はい。
0:03:53	二つ目の矢羽根、今回の記載誤りについて整理しましたところ、①ということで耐震設計に関わるメーカー設計図書の数値評価モデル等の転記間違い。
0:04:06	②、
0:04:07	後で既工認の類似設備の耐震計算書をもとに、昆、本申請の耐震計算書を作成したことによる反映間違い。
0:04:15	と、③として審査に直接影響を及ぼさない記載の適正化が必要な事項というところが出てきておましてその3、三つの分類ということをしてございます。
0:04:28	で、記載の誤りの区分ごとの集約結果ということで数、総数になりますけれどもそちらを表2-2ということで後ろのページで、後段のページで、
0:04:38	お示しをしているものでございます。
0:04:40	5ページ、移ります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:44	表 2-1、所内常設直流電源設備 3 系統目、耐震計算書等に確認された記載の誤りの内容についてということで
0:04:54	以降 6 ページにわたって記載をしてございます。
0:04:57	で、この表のつくりですけれども、一番左にナンバーを打ちまして、続いて右図書番号、図書名称ということでその隣に記載誤りの内容ということで、
0:05:11	その内容について具体、具体的に記載しておりまして、一番右に、先のページで申しました分類ということで三つの分類、こちらカテゴリーを示している。
0:05:23	ものでございます。
0:05:24	で、5 ページ、下のところに分類の凡例ということで先の 4 ページの方でご説明した内容がここに凡例として書かれております。
0:05:36	これが 6、7、
0:05:40	8、90 ページまで続きます。
0:05:46	11 ページまで
0:05:50	飛びます。
0:05:51	こちら、記載あまりの概要についてということで実例をですね、別紙、資料 2 の方に記載されております
0:06:00	資料を抜粋してですね、代表として
0:06:05	本をパワーポイントの方にも落とす、例として挙げております。
0:06:11	まず一つですね、ここ二つ、No.15 とNo.14 ということで例を挙げておりますが、このナンバーは、
0:06:21	先に申しました、10 ページまでに示しております、記載誤りの表の中のナンバーと対比しております。
0:06:30	15、No.15 につきましては、
0:06:37	パワーポイントの資料の 6 ページになります。
0:06:41	同様の記載が、こちら 11 ページの方にも記載してございますが、
0:06:46	ナンバー15、資料 7-3-2、125V系蓄電池 3 系統目の耐震性についての計算書の中での発見された事象であります。
0:06:57	今年で 3 項並び、2 段 1 列のボルトに作用する力の記載についてということで、No.15 の方、記載誤りの内容として
0:07:08	こちら、11 ページの
0:07:12	お示しの方で、赤文字で書いてございます内容です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:17	ここ、耐震計算書の中のボルトに作用する力、1ポツ3ポツ1項というところありますがこちらの基準地震動 S_s における取付ボルトに発生発生する応力値、こちらについて、
0:07:32	検討方向に対して短辺長辺の引っ張り応力のオオウチ大きい数値の方を、こちらの内容に、こちらの枠に記載をする必要がありましたが、
0:07:42	その短辺長辺の選択の方を、
0:07:46	誤っておったという内容でございます。
0:07:50	続きまして右側のNo.14、
0:07:54	こちら同じく、資料7-3-2の蓄電池の財耐震計算書に関わるものですけれども、
0:08:03	こちら、
0:08:04	モデル図の記載評価モデル図の記載を誤ったというところでございます。
0:08:10	今回本申請に当たりまして、蓄電池の架台についてはですね2種類、2種類の構造のものがございます。
0:08:20	そのうちですね、今、この11ページに示しております。
0:08:24	静破線で囲われたものですがけれども、こちら左右対称のような図を用いてお示しております。
0:08:34	こちらの絵はですね、
0:08:37	上の四角■の中に書いてある3個、並びに段1列の評価モデル図、こちらを記載する中身であったんですけれども、
0:08:45	このAヤスダの上に書かれている、この部分の、
0:08:50	ここ、構造の図がですね、4項並びに檀市立のものを記載してしまったというところでもあります。
0:09:02	つって12ページ
0:09:04	失礼しましたで今、二つの例を、No.10ゴトウNo.14の例を紹介しましたが、こちらの具体的な内容ということで次ページ、12ページ、13ページの方でお示しております。
0:09:17	12ページの方、こちらNo.15に関するところでした、先ほど私口頭で申し上げたところですが、そういったところ、内容を整理しております。日、
0:09:31	図中、本図中左に
0:09:35	前ページと同じ、誤った記載をしたシートの方を掲載しております。
0:09:42	そして右側、こちらメーカー設計図書、部分的に抜粋したものです。
0:09:47	このメーカー設計当初から必要な項目について、耐震計算書の方に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:53	数値を書き込むというところなんですけれども、今回この破線で囲っているところ、こちらを記載してしまったというところでございます、
0:10:03	本来は、数値の大きい、この実線で囲っている、こちらの数値の方を記載する必要があったと。
0:10:11	いうところでございます。
0:10:14	下の本、12 ページの図中で、青い実線で囲われてお示しているところ紐づいているところありますが、こちら正しく転記された内容というところでございます。
0:10:28	続いて 13 ページ。
0:10:31	こちらについてはモデル図の記載に関するものでございます。
0:10:39	左側に今回のモデル図ということで、
0:10:46	二つの
0:10:48	とですねベースの図A矢視図というところで中段、一番左端と後は、その右下のところですね、同じような絵になってございますが、
0:10:59	本来記載すべき図ということで、
0:11:03	こちら左右、左右対称というかですね、
0:11:08	本来すべき、記載すべき図というところの下の絵ですと、
0:11:15	こちら、
0:11:16	蓄電池の能力数が違うというところで形状が異なってくるんですけれども、
0:11:23	はい、こちらの図を載せるべきところを誤ったというところでございます。
0:11:28	メーカー設計当初、こちらの方ではですね、
0:11:33	実線のですね。
0:11:38	メーカー設計図書に実際にこのような絵が載っていたんですけれども、今回、蓄電池の中身に関する申請するにあたって、その構造オオノを同じものを転記、
0:11:52	を記載して、
0:11:54	すれば良いものと思い込んでしまい正しく記載、正しく耐震計算書の方に、
0:12:02	図を掲載することができなかったというところでございます。
0:12:08	続いて 14 ページになります。
0:12:12	こちらは、
0:12:14	既工認の類似設備の耐震計算書をもとに、耐震計算書を作成したことによる反映間違いということで例示しております。
0:12:23	こちら、ナンバー26 という、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:26	になりまして
0:12:31	ナンバー26については、7 ページに
0:12:37	申し訳ありません。資料を前後しましたが表 2-1 のところの 7 ページのところ、
0:12:43	こうあります。
0:12:44	こちら、
0:12:46	し、申請書のうちの資料 7-3-6 直流 125V 遠隔切替操作盤、3 系統目用の耐震計算書に関するものでして、
0:12:56	注記の記載というところでありまして、本事例につきましては、この欄外のですね、注記のところに、
0:13:07	こちら、各ボルトの機器要目における上部、上段下段というところで記載があるんですが実際の表はそのような構成になっておりませんでして、
0:13:17	こちら壁掛け型の番に対して説明をしているところなのですが、
0:13:26	耐震検査書を作成するにあたってもとに参考にした既工認の類似設備の
0:13:33	既工認の耐震計算書、こちらが壁掛け版のものではないものを使用しておりますのでこの注記の記載を残してしまつたと。
0:13:42	いうところでございます。
0:13:46	続いて 15 ページ。
0:13:49	こちらは、審査に直接影響を及ぼさない記載誤りということで、適正化が必要な事項ということで例示をしております、こちら No.20 ということで、
0:14:02	資料 7-3-4 直流 125 年 5000 番 3 系統目こちらの耐震計算書に関わるところでございますが、
0:14:10	15 ページの方を掲載しております。1 ポツ 4 ポツに電氣的機能維持の評価結果この欄です、正しく設備の名称を記載ができていなかったというところでございます直流という文字が抜けておつたと。
0:14:25	いうところでございます。
0:14:29	以上、例示でありまして 16 ページ、こちら本日、昨日の修正ツジということでしたがお配りさせていただいたものでして、
0:14:42	区分①としてページ数としては 23 ページそのうちに、同 1 ページの中に、
0:14:51	色彩をあやん誤った箇所が複数ある場所もございまして、箇所数としては 62 と。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:58	②、については対象ページが 10 ページとなりまして、その中で 12 ヶ所、
0:15:05	③の記載に適正化が必要な箇所というところでこちらについては 36 ページに渡っておりまして、箇所数としては、51 と。
0:15:16	いう数値を集計して記載しております。
0:15:21	17 ページ、こちら、3 ポツ、積載の誤りの発生原因ということで 2 ポツ、記載の概要の誤りの概要の方でしたものを元にですね、原因について分析しております。
0:15:36	17 ページ(1)、記載誤りの発生要因の抽出及び分析ということで、今回の記載誤りのうち、審査に影響そのある呉区分①、
0:15:48	②、こちらに対して記載誤りが発生した要因を抽出し、分析を行っております。
0:15:55	図 3-1、下になりますけれども、記載誤りの発生要因分の分析結果を示すということで、一番左に区分 1、2 ということでスタートしまして、
0:16:07	①の方については、右に流れて記載あまりの内容ということで先ほど申し上げます通り、
0:16:14	転記間違いということでございまして、その右に記載誤りの発生要因ということで直接要因ということで、A、B、C、D、Eと 5 項目挙げております。
0:16:28	その右にですね、記載誤り、発生要因ということでその背景として見て取れたものを分析したものを、
0:16:37	二つ、2 項目に分類して記載しております。
0:16:43	上の方ですけれども作成担当がメーカー設計当初から耐震計算書の作成に必要な数値を読み取り設計及び工事計画に関しフォーマットに転記していたといったところございまして、
0:16:55	こちらについては、真ん中の記載まで発生直接要因のところの、①A、B、C、D、この項目が該当するというふうに整理してございます。
0:17:06	続いて記載まで発生要因の、中段になりますけれども申請書の作成担当こちら電気設備の設計に関する知識を有しておりましたが、
0:17:15	耐震設計にかかる業務に対しては、
0:17:20	まだ十分な
0:17:24	はい、記載になってございます。
0:17:27	こちらについては、①のd、eということで整理をしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:33	②は、既工認の類似設備こちらの耐震計算書落ちたことに反映間違いというところで、直接要因として、Bと2項目挙げておりましたいづれについても、
0:17:47	背景要因ということで
0:17:51	二つに分けて整理しております。
0:17:56	はい。17 ページ上です 18 ページに移ります。
0:18:01	記載誤りの発生要因、発生原因の特定ということで
0:18:08	前ページの分析血中発生要因の抽出、分析結果から今回の記載誤りの発生原因について、以下の通り特定しました。
0:18:18	現位置については県 1 人 3 と三つ挙げておりました記載の通りとなっております。
0:18:29	3、19 ページへ移ります。
0:18:35	こちらでは、設計及び工事に関わる品質マネジメントシステムに基づく対応状況の紙確認結果ということで整理してございます。
0:18:45	一つ目の矢羽根所内常設直流電源設備 3 系統目の設工認の添付書類、
0:18:52	資料 6 というもの、資料 6 というところで品質マネジメントシステムに関する説明というところをさせていただいております、今回の記載誤りが発生した業務のところ、
0:19:05	3 ポツ 3 ポツ 3(4)
0:19:08	(4) 項、こちらとサンポサンポさん、括弧ゴコウ、こちらに関わる業務というところでプロセスを記載、規定しているというところを記載してございます。二つ目の矢羽根このため、
0:19:22	今回記載誤りが確認された、この耐震計算書が上記のプロセスに従い作成しているかというところを確認しております。
0:19:30	結果を表 3-1 の方に示しております、
0:19:36	表 3-1 の構成の方ですけれども
0:19:40	3 列に分けております記載項目、記載内容をしてそれに対する対応状況ということで記載をしております、本 19 ページ、その後ろの 20 ページ。
0:19:52	の方で整理してございます。
0:19:57	まず、19 ページ、こちらの方をサンポサンポ 3(4) 設工認申請書の作成に関するところですが、
0:20:09	記載内容として

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:12	対応状況としてはプロセスに従い、耐震計算書等を作成し、おったというを確認しております。
0:20:21	続いて 20 ページの不
0:20:25	こちらにも前ページからの継続で、設工認申請書の作成に関わるところはさ下の段ですね。
0:20:33	設工認申請書の承認に関わる行為というところで
0:20:38	確認をしておりますして対応状況として、
0:20:44	3、上段の方をdポツ、各添付書類の作成に関わるところ、
0:20:50	対応状況として各条文への適合性を示すために必要となる添付書類を、別表第 2 に従い、必要な添付書類を作成しております。
0:21:00	あとは、
0:21:01	今回、解析コードというものは使用してございませんというところを確認しております。
0:21:07	ポツ、設工認申請書案のチェックというところでございます。
0:21:12	こちらについては、設工認図書作成に関わる要員を指名し、担当者、ダブルチェック者を明確にしております。
0:21:23	示したものの、2、
0:21:26	が、チェック 2、チェックについては、申請書案の審査、検証及びQMSチェック、こちら社内規定に基づくものを実施しているというプロセスについて確認しております。
0:21:39	そして
0:21:41	下段、申請。
0:21:43	申請書の承認に関わる場所ですけれども、
0:21:47	対応状況のところ、まず 1 ポツ、示されたものによる作成及びQMSチェック等が実施されたことを取りまとめここに
0:21:56	取りまとめ原子炉施設保安運営委員会へ付議し、確認を終えているということで、上段の方で確認したものを、それを基に本委員会で付議、確認を終えているというところでございます、二つ目のポツ、
0:22:11	本店、発電管理室にて上記のプロセスを確認した上で実際に提出を行っているということで、社内プロセスとしては、正しく段階を踏んでいるというところを確認しております。
0:22:25	21 ページにいきます。
0:22:28	4 ポツ、記載誤りを踏まえたほか申請件名の追加点検についてということでございます。
0:22:35	(1)、他、申請書の追加点検の検討と。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:39	ということで一つ目の矢羽根現在所内常設直流電源 3 系統目の設工認 の審査のほか、並行してほか、申請件名の審査をいただいているた め、
0:22:50	その他申請件名に同様の記載誤りがないか、追加点検を行うこととしま した。
0:22:56	二つ目の矢羽根が申請件名の追加点検にあたっては、今回の記載誤 りの原因が
0:23:04	先に申しましたところに記載した通り、
0:23:10	現 123 というところを踏まえてですね、
0:23:15	点検、
0:23:16	範囲、そちらについて、表 4-1 のように整理をさせていただきます。
0:23:24	表 4-1 の方ですけれども、
0:23:27	他新政権名の耐震計算書に確認された起債あまりの整理ということで、 項目として三つ挙げております、SAの変認申請こちら、本
0:23:39	所内常設直流電源設備 3 系統目とを同時に申請しているへん人に関 わる政変に関わるものでございます。
0:23:47	そして中段が火災感知器バックフィット、こちらの変認申請というところ です。こちら、今年の春 4 月 1 日に申請させていただいたものです。
0:23:57	それとですね、特重設工認申請、こちらについては 2022 年度、2 月 28 日に申請以降、現在も継続して審査いただいているもの。
0:24:08	ということでこの 3 項目を挙げてございまして、
0:24:10	現 123 について製品申請についてはすべて同様のケースであるという ことでもあるということで追加点検の対象ということでようとしておりま す。
0:24:22	中段の、
0:24:23	火災感知器バックフィット、こちらについては、耐震計算書は含まれてい ないということで付与を、
0:24:29	特殊設工認申請、こちらについて不要としておりますがその理由とし て、中に記載をさせていただきます。原則、設工認申請、耐震計算書のフォ ーマットに基づいて、
0:24:43	メーカーにて耐震計算書案を作成して提出、
0:24:48	提出いただき、記載の内容を、まず、社内、確認しているというところで ございます。
0:24:54	一部のメーカーの耐震計算書については、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:59	当社で数字の転記を行っているものもありますがその場合、その際には、メーカーによるレビューを実施しており、今回の事象とは違うというところを確認しております、
0:25:11	追加点検不要ということで整理をしております。
0:25:16	(2)に行きまして他申請件名の追加点検の結果ということで先に申しました、SFに申請同時申請したものについて確認した結果を記載してございます。
0:25:27	確認された事項として二つ挙げております。
0:25:30	まず一つ、緊急用直流 125V、モーターコントロールセンターは、
0:25:35	機構により、構造変更を行っておりますが同じ構造と誤認した、獅子舞誤った図面を調布したというところでございます。
0:25:46	で、こちらについて今回、第 3 版、第 3 電源、第 3 系、3 系統目の方で区分したものと
0:25:55	コウするものありまして区分 1、Dということで、メーカー設計当初の図面から概略構造図を作図する際に記載を間違えたというところがございます。
0:26:04	もう一つ、二つ目ですけれども、既工認の 125V系蓄電池の耐震計算書をもとに作成したため本来、記載す、記載変更すべき事項が、
0:26:15	変更されなかったということで、こちらについても同様区分分類しております、区分②ということで既工認の耐震計算書と同じ記載でよいと誤認したと。
0:26:25	いうところでございます。
0:26:29	22 ページ、こちらで先に申しました二つ確認されたものについて分類、先にも三つに分けておりました分類こちらと同様の整理をしております。
0:26:43	ナンバー1Aについては新たに構造計画を示す記載と、
0:26:49	記載が皆様こちら分類 2 というところになります。続いてもう一つ、目録の番号、ちょっとここは単純な記載漏れというところで丸さん。
0:26:59	三つ目概略構造図の基礎に関わる記載に誤りがあったということでこちら①の転記に転記誤りに通ずるところと、
0:27:08	あとは、4 番として番名称に(1)(2)ということで設備、表のタイトル的なところですが、
0:27:18	説明がちょっと漏れていたと、記載が漏れていたというところで分類③というところで適正化の扱いということを記載してございます。
0:27:27	それで 23、24 ページの方で先に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:33	今ご説明いたしました①②の分類に係るところを、実例のところを記載掲載してございます。
0:27:41	まず一つ、
0:27:43	ナンバー1 ということで
0:27:45	緊急用 125V系蓄電池の耐震計算書、こちらと構造計画の記載というところで、修正前というところで、
0:27:54	表 2-1 というところに構造計画を示すということを記載してございましたが、本来記載すべき説明というところで右側に記載してございます。
0:28:06	こちらについては、従来、機構により変更するものではないため、
0:28:13	研究 120V系実験値こちらの構造計画については既工認、から変更はないという記載をするのが正しかったというところでございます。
0:28:24	続いて 24 ページ。
0:28:27	こちらは緊急用直流 125V、モータコントロールセンターの耐震性についての計算書ということでございまして、こちら、凡例の方ですね、ちょっとすいません、記載、誤りありました転記間違いこちら図のほうを示しておりますので数値ではなくずっと、
0:28:44	読みかえていただければと思います。
0:28:48	で、こちら、
0:28:51	主、まず構造計画図とあと計算モデル図ということで二つのケースがございましてまず、上の方に構造計画図の方をについて記載しております、
0:29:04	修正前の方非常にAの方が小さいんですけども
0:29:09	こちら、ベースアンカーのところのうち金物を、あとうち金物のところの数がですね、異なっているというところでございましてここを正確に
0:29:21	反映すべきところが漏れたというところでございます。
0:29:25	下の呉計算モデル図、こちらについても上記の構造計画と同様に、
0:29:33	あとうち金物をプレイ等とですね基礎ボルトの数といったところを誤って記載していたというところを、
0:29:41	お示しております。
0:29:43	以上が記載誤りの説明になります。
0:29:49	25 ページに移ります。
0:29:51	5 ポツ、今後の対応ということでございます。
0:29:55	(1)、対策内容ということで一つ目の矢羽根、今回の記載誤りを踏まえ所内常設直流電源設備 3 系統目及び同時に申請した。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:05	政変の耐震計算書に対して記載誤りの修正を行い、設計メーカーのレビューを受けると。
0:30:11	いうことをいたします。実際こちら、すでに実施しておるものでございます。
0:30:15	二つ目の矢羽根耐震計算書の作成担当及び、過去の設工認申請時に、耐震計算書の作成に携わった経験者の二名。
0:30:26	並びに、作成担当グループマネージャーによる確認を行った上で、
0:30:30	さらに、品質保証マネジメントシステム沿ったプロセス、こちら先にお示ししております。申請書の作成、あとは、申請書の提出、呉に関わるどころに関するプロセス、そういったものを正しく経た上で、
0:30:44	補正申請を行うということで対策として考えております。
0:30:50	この補正、申請の範囲については、本文に関連するところですね。
0:31:00	ちょっとここは後程ご説明させていただきたいと思います。
0:31:04	続いて(2)の是正処置ということで今回の記載誤りを踏まえた再発防止対策ということで以下 2 点挙げております。
0:31:14	①、
0:31:16	設計メーカーから設工認申請書フォーマットで作成した図書を、まず、提出いただくということを基本に考えております。
0:31:23	なお当社により設工認申請書フォーマットへの転記申し訳ありません。申請
0:31:30	転記が不要となるよう改善をまず行います。
0:31:32	なおですね、前期の対応ができない場合、
0:31:36	こちらについては社内による設工認申請書作成後に設計メーカーにレビューを依頼するということを必ずステップとして踏みたいと考えております。
0:31:45	②、これまでの設工認申請書作成、設工認申請書チェックに関わる教育、こちら従来やっているものですがそれに加えて、
0:31:55	初めて耐震計算書の作成、またはチェックに携わる者に対しては、新たに耐震計算書作成に関わる教育を行い、業務に当たらせると。
0:32:05	また、初めて耐震計算書の作成、チェックに携わる者を指名する場合、耐震設計に関わる業務の経験があるものを補助につけ自衛実業務を行う体制とすると。
0:32:18	いうことを考えてございます。
0:32:21	資料説明としては以上となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:27	はい、原子力規制庁の加藤です。それでは、こちらから何点か確認したいと思います。
0:32:34	まず、私の方からパワーポイントの下ページと16ページになりますけれども、
0:32:44	今回説明でその区分①②③で、誤りの箇所ということで整理されてますけれども、
0:32:54	この数字は、以前面談で聞いた時の数値からへの変更はありませんか。
0:33:03	日本原燃高林でございます。こちらの数については変更はございません。
0:33:09	うん。
0:33:12	原子力規制庁の加藤です。わかりました。これは第3ケアの3系統目の所としての数なので、おそらくぜ。前回の、
0:33:23	面談では125号とその辺の部分も含めた数なのでその辺で数字が若干違うけれども、3系統目としてはこの16ページの
0:33:34	数値で前回の説明から変更はないと、そういう理解でよろしいですか。はい。日本原燃高林です。大変失礼しました。はい。その通りでございます。
0:33:44	はい。理解しました。他に規制庁の方向かございますか。
0:33:55	規制庁の高橋です。
0:33:57	24ページ。
0:33:59	ですが、
0:34:01	ここに出てくる図面の線がですね薄くて見えづらいので、見えるように改善を図ってください。
0:34:15	はい、日本原燃高谷承知いたしました。
0:34:19	続けて規制庁タカハシです。25ページの(2)是正措置は、事実確認ですが、
0:34:28	これはいつから行うのでしょうか。
0:34:36	はい。日本原燃高林でございます。こちらの是正措置については、
0:34:43	えっとですね、
0:34:45	今回の申請に関わる場所については先の対策内容のところ、すでに設計メーカーのレビューを受けているところを記載してございまして、この是正内容としましては、
0:34:56	この後のですね、AC新規の申請案件後は、金、本申請においても、新たに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:03	同様の業務が発生した場合は、ここに記載している形をとった上で対応したいと考えてございます。
0:35:12	規制庁高橋です。わかりました。
0:35:18	原子力規制庁の加藤です。政調の方から他に質問等確認事項等ございますか。
0:35:36	原子炉規制庁の畠山です。私から1点、確認といえますか資料21ページの
0:35:46	追加点検についての部分ですね、この火災感知器バクフィット併任申請ですけれども、資料中、読み上げもいただいているかと思いますが、
0:35:57	7月1日申請となっておりますが、これ正しくは7、4月7日と認識しております。で、
0:36:06	というふうなところが確認されてますので、この資料を作成するにあたってはこの場所に限らず、正しい情報が、
0:36:16	記載されるように、修正を図ってください。
0:36:21	はい、日本原電タカハシ大変失礼いたしました。はい。適切に対応いたします。
0:36:31	規制庁の石井です。
0:36:34	そうですね
0:36:36	12月7日の審査会合で、この内容を議論するにあたって、情報が足りないんですよ。なので、追加して欲しいんですが、
0:36:46	幾つか例を挙げます。まず、
0:36:51	えーとですね。
0:36:54	資料2の方で言うと、
0:36:57	24ページ。
0:37:01	24ページのところで、誤りが①に識別される誤りがあったと書いてあるんですが、これメーカーの設計当初がないと。
0:37:11	なぜこういう誤りになったのかっていうのが我々には理解できません。
0:37:16	で、25ページも同様に、
0:37:20	これもメーカーの設計当初の数字を見ないと、
0:37:24	これが正しいとかどういう誤りがあるって、
0:37:27	発生していたのかっていうのがわかりません。
0:37:30	そういったところがあるので、少なくとも01のシリーズについては、
0:37:36	すべてメーカー設計投資を、
0:37:39	の情報を、
0:37:40	今回の資料1の10ページのような形で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:45	710 ページじゃなくて、12 ページですね、12 ページのような形で、
0:37:50	出して欲しいんですが、可能ですか。
0:38:04	まずはやってる。
0:38:06	はい。日本原電、高林です。はい。対応いたします。
0:38:10	はい。では 12 月なのカーの段階で机上にその資料を積んでいただけるということでこちら考えております。
0:38:20	それと併せて 12 月 7 日の段階で、
0:38:25	そちらが提示される。
0:38:30	品質管理の考え方、誤りの識別とか、その発生原因それから要因分析結果、そういったものは、改めて説明していただいてその場でいろいろと確認を取りたいと思ってますんで、
0:38:45	資料をこれ以上充実するかどうかも含めて、そちらの方でよく。衛藤。
0:38:52	もう 1 回資料の構成を眺めておいてもらえればと思います。
0:38:57	よろしくお願いします。
0:39:00	はい、日本原燃高林で承知いたしました。
0:39:07	原子力規制庁のカトウです他にございますか。
0:39:23	規制庁のフカホリです表の 2-1 の集計の数。
0:39:31	か。
0:39:32	54 となっているのと、
0:39:35	今回出してもらった 16 ページ目の通じ築地で出してもらった数値がですね。
0:39:43	あんまりこれ一致してないのはよろしくなくて、
0:39:49	うん。
0:39:51	ナンバーが 54 で、01 から 02 全部足したら 100 以上になってて、多分重複してるところがたくさんあると思うんですね。で、
0:40:02	割とこういう数値っていうのは、
0:40:06	見たらすぐわかっちゃうので、
0:40:11	何ていうか矛盾がないように、記載をお願いしたいというのが一つです。それから先ほど室井部長の方からも、不慣れなっていう表現のところが、
0:40:23	他のところにも出てますので、
0:40:26	直す。
0:40:58	原子力規制庁の加藤です。他に、
0:41:02	ございますか。
0:41:12	原子力規制庁のシノです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:15	ちょっと2点ほど確認と、整理の問題なんですけれども、
0:41:20	まず、パワーポイントの4ページ目、
0:41:24	の記載誤りの発見の経緯というものがあるんですけれども、
0:41:31	我々として聞いているのは、
0:41:35	経緯としてですね、10月19日に電話でありますよって話を聞いて、11月1日に、その誤りの中身について面談をしたというのは事実としてあるんですけど、
0:41:46	11月1日の時には特に紙もなくて、そういう場所があるところかどうかという話を聞いたと。で、改めて11月の20日に面談をして、
0:41:58	そこで、確かその紙なりを出して面談で、詳しく確認させていただき、そのときに、蓄電池じゃ、ごめんなさい。
0:42:08	第3系統以外にもありますという話を確か確認したと思っているので、もし私が言った経緯が正しいのであれば、11月20日の面談とかを追記しなければいけないですし、
0:42:21	経緯は非常に大事なもので、ちょっと確認していただいて適切に記載をしていただければと思います。
0:42:29	まずそれが1点目です。
0:42:36	1点目についてはよろしいでしょうか。
0:42:40	はい。日本原燃高林です。承知いたしました。
0:42:45	はい。次2点目ですこれ、これは整理の問題なので最終的にはお任せしたいと思うんですけれども、5ページ目以降にある記載誤りの内容というので、
0:42:56	①②③という分類した形で整理して表にさせていただいてるんですけれども、
0:43:02	これ
0:43:03	再発防止対策とか、
0:43:06	に対してやったのは①と②だけだと思っていて、③はある意味ちょっと
0:43:13	適正化という話で、審査に直接関連ない項目だと思っていますので、
0:43:19	①と②と③は、ちょっと表として分けていただいた方が、話の論点として明確になるんじゃないかなと思いますので、その辺りは審査会合の説明の仕方にもよりますけれども、
0:43:32	ちょっと、より論点がわかるような形で整理をしていただいた方がよろしいんじゃないかなというふうには思います。私からは以上です。
0:43:43	日本原燃高林です。ただいまのコメント承知いたし、ただいまのご意見承知いたしました適切に反映するようにしたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:10	すいません規制庁の石井です今気づいたんですが、4ページの中に、
0:44:16	なぜ今回誤りの発見に至れたかっていう話が全然出てないんですよ。
0:44:23	これは、
0:44:25	おそらく誤りの発見に、
0:44:28	至ったそのプロセスが、
0:44:31	最終的には
0:44:34	是正処置をかける方向性を定めるものになると思ってますんで、その情報を、
0:44:41	7日の会合の場でちゃんと示してもらえますか。
0:44:45	なぜあなた方は、これに気づくことができたのか。
0:44:49	その情報を明確にしといてください。お願いします。
0:44:55	はい。日本原燃高林です。承知いたしました。
0:45:02	はい、原子力制定のカトウです。
0:45:05	他にございいますか。
0:45:10	現社長がよろしいですか。
0:45:12	土佐、不破アノ発電所の方は何かございいますかね。
0:45:19	はい。こちら、うん。
0:45:29	発電所さんどうですか。音声がちよっと聞き取れないんですけど、何か確認事項ございいますか。はあ。
0:45:37	奥津。
0:45:39	はいこちら発電所です特に発電所からございません。
0:45:42	室井ですわかりました。ありがとうございます。それでは私から一つだけ念のための確認をさせていただきたいんですけども、先ほど石井さんの方から、
0:45:52	こちらの別紙2ですね、ごめんなさい資料2の方で、
0:45:56	①に区分されたものは、きちんとメーカーエビデンスとの対応がわかるように、準備するというご意見いただきまして、そちらについては拝承で、準備したいと思っております。
0:46:08	その際に、
0:46:11	パワーポーンほうにはめ込む形でよろしいでしょうかという確認だけさせていただきたいと思います。
0:46:20	衛藤。
0:46:22	規制庁の石井ですそちらの説明のやり方次第だと思います今回のように1例を挙げて説明するのであれば、
0:46:30	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:31	従来通り補足説明資料形で別紙についてあればいいし、それを我々見ますんで、逐一丸一系を全部説明されるということであればパワーポイントに入れてください。そこはお任せできる範囲だと思ってます。
0:46:53	現在のムロイでございます承知いたしました。考えて対応させていただきたいと思います。
0:47:04	江尻副社長の加藤です。今の点ですけど実は先ほどの説明で30分かかっております。なのでもしその101をですね逐一丁寧に説明すると、
0:47:18	さらなる時間がかかるということで審査会合の時間も定まっておりますので、ちょっとそこのところ合理的な説明になるように、
0:47:28	努力していただきたいなと思います。
0:47:32	野村でございます承知いたしました。ありがとうございました。
0:47:37	はい、原子力規制庁の加藤です。皆さん特にほかになければこれにてヒアリングの方は終了したいと思いますですがよろしいでしょうか。
0:47:47	はい。それでは
0:47:51	これにてヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。